令和元年度野菜農業振興事業の実施等について

1 事業実施主体の公募について

加工・業務用野菜生産基盤強化事業については、公募要領に基づき、平成31年1月 21日~2月18日の間で、事業実施主体候補者の公募を実施した。4月17日に外部委 員及び機構職員からなる審査委員会を開催し、事業実施主体の候補者を選定、4月23 日に事業実施主体候補者の決定、結果の通知を行った。

契約野菜収入確保モデル事業は、公募要領に基づき、平成 31 年 1 月 21 日~ 2 月 22 日の間で、事業実施主体候補者の公募を実施した。 3 月 20 日に外部委員及び機構職員からなる審査委員会を開催して事業実施主体の候補者を選定し、 4 月 1 日に事業実施主体候補者の決定及び結果の通知を行った。また、令和元年 7 月 22 日~ 8 月 26 日の間で、事業実施主体候補者の第 2 回公募を実施する予定である。

なお、事業実施主体候補者の公募及び事業実施主体候補者の選定結果については、機構のホームページ等により公告・公表を行っている。

2 事業の審査・採択について

(1) 事業の円滑かつ早期の執行を図る観点から、事業実施要綱等を4月1日までに制定し、機構ホームページにて公表した。

また、全国説明会を開催するとともに、必要に応じて事業実施計画の早期提出に向けた指導及びヒアリングを行っている。

- (2) 事業の採択に当たっては、昨年度同様、コスト分析手法を適用している。
- (3) 令和元年度の補助事業の審査・採択の状況は、別表のとおりである。

(別表)

令和元年度野菜農業振興事業の審査・採択状況(令和元年5月末日現在)

「種類・件数」欄の◇印は「コスト分析手法」、件数は交付決定又は事業実施計画の承認件数である。

事業名	事業実施主体名	審査状況	種類・件数
緊急需給調整事業のう	野菜価格安定法人		♦
ち産地情報調査員設置	等	4月10日 計画承認	17件
事業		4月16日 計画承認	3件
		4月26日 交付決定	2 0 件
加工・業務用野菜生産基	農業生産法人、農業		♦
盤強化事業	協同組合、野菜価格	4月23日 計画承認(推進事業)	9件
	安定法人等	5月29日 交付決定(推進事業)	2件
		5月14日 計画承認・交付決定	1件
		(支援事業)	
		5月29日 計画承認・交付決定	1件
		(支援事業)	
契約野菜収入確保モデ	農業生産法人等		_
ル事業		4月26日 計画認定	3 0 件
		5月17日 計画認定	13件
		5月28日 計画認定	10件

令和元年度野菜農業振興事業の 概要について

目 次

野菜農業振興事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
緊急需給調整事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
契約野菜収入確保モデル事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
加工・業務用野菜生産基盤強化事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4

野菜農業振興事業について

野菜を巡る課題

主要野菜の生産・出荷の安定

価格低落時等の野菜生産者の経営への影響緩和(次期作の確保)

増大する加工・業務用需要への対応強化と契約取引の推進

野菜農業振興事業

緊急需給調整事業

契約野菜収入確保モデル事業

加工·業務用野菜生産基盤強化事業

者しい価格低落時又は高騰時の産地調整、加工用販売等への助成等

加工・業務用の契約取引の推進への助成(収入補填、出荷促進、数量確保タイプ)

加工・業務用産地の育成に向けた技術導入等への助成

指定野菜価格安定対策事業等 〇 契約指定野菜安定供給事業等

0

【令和元年度】

緊急需給調整事業

1. 事業の目的

野菜の中でもキャベツ、たまねぎ等は露地で栽培されていることから天候の影響を受けやすく作柄・価格の変動が大きいこと、また、流通量が多いことから、これらの価格と供給の安定を図ることは、国民消費生活上も極めて重要である。

このため、これらの価格が著しく低落又は高騰した場合における緊急需給調整対策(産 地調整及び市場隔離等)の実施及び交付金の交付等により、生産者の次期作への生産意欲 を維持することを通じて、野菜の生産及び出荷の安定を推進する。

2. 主な事業の内容

(1) 生產出荷団体緊急需給調整事業

重要野菜及び調整野菜を対象とした価格低落時における出荷の後送り等、加工用販売若しくは市場隔離又は価格高騰時における出荷の前倒し等を実施した場合、生産者と国の積立金(積立割合1:1)から交付金を交付する。

(2) 緊急需給調整推進事業

登録出荷団体等が産地情報調査員の設置、消費拡大推進等を行う場合、補助する。

- 3. 事業実施主体 登録出荷団体、民間団体等
- 4. 所要額(補助率) 375百万円(定額、1/2以内)

「重要野菜」とは、野菜法に基づく指定野菜のうち①生産量・流通量が多いこと、②露地栽培で天候の影響を受けやすく価格変動が大きいことから重点的に需給・価格の安定を図る必要のある野菜であり、具体的にはキャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ、秋冬はくさいである。これに準ずる野菜として、春だいこん、夏だいこん、にんじん、春はくさい、夏はくさい、レタスを「調整野菜」としている。

【令和元年度】

契約野菜収入確保モデル事業

1. 事業の目的

加工・業務用野菜について、実需者等から国産野菜を求める動きが顕在化する中、周年安定供給に向けては、加工・業務用需要に対応した契約取引の推進を図ることが重要である。 このため、以下の3タイプの支援措置をモデル事業として実施する。

2. 事業の概要

(1) 収入補填タイプ

生産者等が実需者等との間で契約を締結した後に、天候等のやむを得ない事由で当初見込んでいた収入が得られなかった場合に、当該生産者等の経営に及ぼす影響を緩和するために、当該生産者等に交付金を交付する。

(2) 出荷促進タイプ

生産者等が、実需者等と契約を締結後、卸売市場における当該契約に係る野菜と同一の野菜の取引価格が高騰している場合に、当該契約に沿って出荷した数量に応じて当該生産者等に交付金を交付する。

(3) 数量確保タイプ

中間事業者等が、実需者等と契約を締結後、生産者等から仕入れる予定であった野菜の数量が減少したときに、当該契約と同一の野菜を確保するため、卸売市場等から購入して確保した場合に、その確保に要する費用にあてるための交付金を交付する。

3. 対象品目

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、 はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう及びレタス(指定野菜 14 品目)

4. 事業実施主体

- (1) 収入補填タイプ及び出荷促進タイプ
 - ア 対象品目を生産する者
 - イ アの者を直接又は間接の構成員とする農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は 事業協同組合若しくは協同組合連合会
 - ウ その他アの者が構成員となっている団体

(2) 数量確保タイプ

中間事業者((1)のアからウまでの者から対象品目を買い受けて他の事業者に販売することを業とする者)

5. 所要額(補助率)

122百万円(定額)

【令和元年度】

加工・業務用野菜生産基盤強化事業

1. 事業の目的

加工・業務用野菜の需要が野菜の需要全体の過半を占め、国産の加工・業務用野菜の 安定供給体制の整備が課題となる中、近年、異常気象や連作障害により野菜の作柄が不 安定となり、再び加工・業務用野菜の輸入量が増加する状況になっている。

このため、輸入野菜からのシェア奪還に向け、これまでの生鮮野菜産地等における加工・業務用への作付転換や、異常気象や連作障害に対処するため、作柄安定技術等の導入を推進し、加工・業務用野菜の安定的な生産及び供給の確保を図る。

2. 事業の内容

(1) 加工·業務用野菜生產基盤強化推進事業

実需者と契約を結び、加工・業務用野菜の安定供給に必要な土壌・土層改良、被 覆資材の使用等の作柄安定技術を導入する産地に、取組面積に応じて支援する。

- ① 対象品目(9品目)えだまめ、かぼちゃ、キャベツ、スイートコーン、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、レタス
- ② 助成単価等 15万円/10a(1年目)
- (2) 加工・業務用野菜生産基盤強化支援事業
 - (1) の事業を効率的かつ円滑に実施するため、事業実施主体が取組に要した経費について補助する。
- 3. 事業実施主体 2の(1):農業生産法人、農協連合会、農協等

2の(2):野菜価格安定法人

- 4. 事業実施期間 3年間(2の(2)は、単年度)
- 5. 所要額(補助率) 634百万円(定額) うち(1)621百万円(定額)

うち(2) 13百万円(定額)